

高津川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第一条 本会議は、「高津川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第二条 本協議会は、気候変動等による近年頻発する激甚な水害に備え、高津川流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

(協議会の構成)

第三条 協議会は別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 第1項による者のほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第四条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に資する各種対策の検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 第2項による者のほか、必要に応じて幹事会構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第五条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 高津川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

四 その他、流域治水に関して必要な事項

(会議の公開)

第六条 協議会は原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第七条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 八 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局浜田河川国道事務所河川管理課で行う。

3 事務局は必要に応じて、各構成員の担当者を招集し、担当者会議を開催できる。

(雑 則)

第 九 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第 十 条 1. 本規約は、令和 2 年 8 月 2 8 日から施行する。

2. この規約の一部を改正し、令和 3 年 3 月 1 8 日から施行する。

3. この規約の一部を改正し、令和 6 年 3 月 日から施行する。

高津川水系流域治水協議会 委員

(委員)

益田市長

津和野町長

吉賀町長

島根県 土木部長

農林水産部 参事

益田県土整備事務所長

津和野土木事業所長

農林水産省中国四国農政局

中国土地改良調査管理事務所 所長

林野庁近畿中国森林管理局

島根森林管理署 署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター 松江水源林整備事務所長

気象庁 松江地方气象台長

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長

(事務局)

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所

高津川水系流域治水協議会 幹事

- (幹事) 国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 副所長
島根県 土木部河川課長
農林水産部 農地整備課長
農林水産部 森林整備課長
島根県 益田県土整備事務所 企画調整スタッフ 総括調整監
益田市 産業経済部長
建設部長
上下水道部長
津和野町 建設課長
吉賀町 建設水道課長
農林水産省中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長
林野庁近畿中国森林管理局島根森林管理署 次長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
松江水源林整備事務所 次長
気象庁 松江地方气象台 防災管理官
- (事務局) 国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所